

仕 様 書

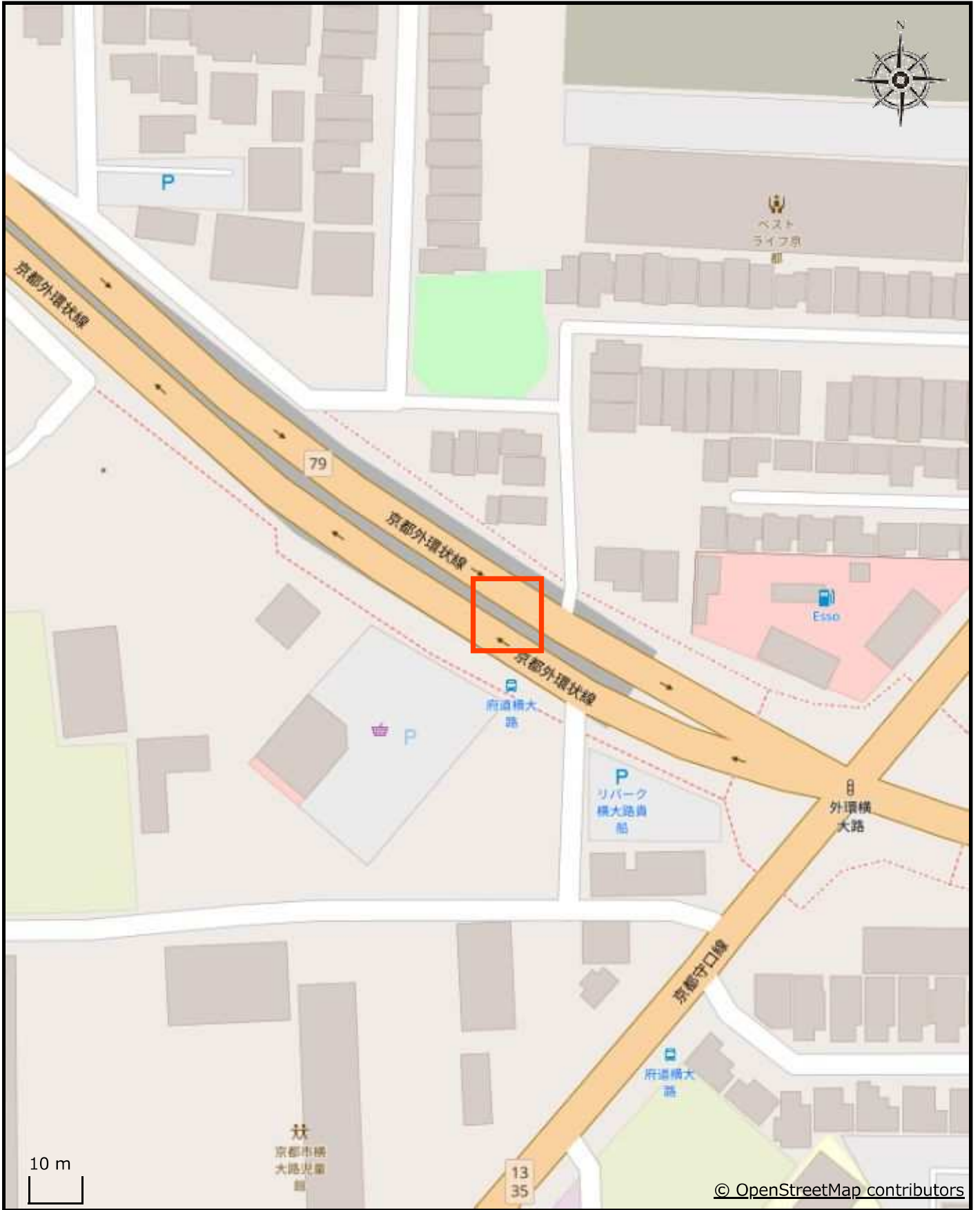
京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：石田、今井 075-611-5371)

件名	道路標識修繕（外環状線）
内容	<p>1 業務の目的 本件は、本市管理の認定道路上の道路標識柱が損傷しているため、修繕するものである。</p> <p>2 履行期限 令和8年10月30日限り</p> <p>3 履行場所 京都市伏見区横大路貴船地内</p> <p>4 業務内容 ・道路標識柱交換：N=1本（標識版、梁、標識基礎は既存流用） ※作業に要する作業車、寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ※標識柱の材料発注前に、既設標識柱の調査・測量を行うこと。 ※撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。 ※本業務は、昼間作業（9：00～17：00）とし、交通規制は一車線規制を想定しているが、変更が必要な場合は監督職員と協議すること。 ※作業時の交通誘導警備員は4人/日以上配備すること。 ※作業日の少なくとも一週間前に作業を周知する予告看板を通行車両から見えやすい位置に設置すること。（看板の内容や設置箇所（修繕箇所前後の交差点等、7箇所を想定）は監督職員と協議すること。） ※事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。 ※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。</p> <p>5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。 ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、請負者の職員であることを示すものを着用すること。 ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう近隣への周知等に留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。 ・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があつ</p>

た場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

- ・作業実施者にかかる安全管理については、請負者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。

箇所図



1 / 1000

注釈1



標識柱交換

